

恵那市養育費に関する公正証書作成費等補助金

「公正証書」など養育費に関する債務名義を作成した際、作成にかかった費用を補助します。

【対象となる方】※下記をすべて満たす方が対象となります

- ①恵那市に住民票があるひとり親の方
- ②令和7年4月1日以降に作成した養育費の取決めにかかる公正証書などの費用を負担された方
- ③養育費の取決めにかかる債務名義を有している方
- ④養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ⑤過去に本補助金を交付されていない方

【助成内容】

公正証書等の作成費用に対し、**上限2万円**

【申請期限】 公正証書等を作成した翌日から6月以内

申請に必要なもの

- ①恵那市養育費に関する公正証書作成費等交付申請書（様式第1号）
- ②補助金の対象となる費用の領収書
- ③養育費の取り決めをした文書の写し
- ④児童扶養手当の受給資格がある方は、児童扶養手当証書の写し
- ⑤児童扶養手当の受給資格がない方は、
 - ・申請者及び対象児童の戸籍謄本
 - ・世帯全員の住民票
- ⑥口座番号等が分かる預金通帳等の写し

※申請の際には、事前にご連絡ください



恵那市公式キャラクター

エーナ

【問合せ・申請先】 子育て支援課 こども家庭センター 0573-26-6820

恵那市養育費保証契約保証料補助金

裏面もご覧
ください!!

保証会社等と養育費保証契約を締結した際、初回の保証料として負担した費用を補助します。

【対象となる方】※下記をすべて満たす方が対象となります

- ①恵那市に住民票があるひとり親の方
- ②養育費の取決めにかかる公正証書等を有している方
- ③養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している方
- ④令和7年4月1日以降に保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している方
- ⑤過去に本補助金を交付されていない方

【助成内容】

保証会社等と養育費保証契約を締結する際の初回の保証料
上限 5 万円

【申請期限】 養育費保証契約を締結した日の翌日から6月以内

申請に必要なもの

- ①恵那市養育費保証契約保証料補助金交付申請書（様式第1号）
- ②補助金の対象となる費用の領収書
- ③養育費の取り決めをした文書の写し
- ④児童扶養手当の受給資格がある方は、児童扶養手当証書の写し
- ⑤児童扶養手当の受給資格がない方は、
 - ・申請者及び対象児童の戸籍謄本
 - ・世帯全員の住民票
- ⑥口座番号等が分かる預金通帳等の写し

※申請の際には、事前にご連絡ください



恵那市公式キャラクター

エーナ

【問合せ・申請先】 子育て支援課 こども家庭センター 0573-26-6820